

人工呼吸器等装着者については、次の①及び②に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者であること
- ② 日常生活動作が著しく制限されている者であること

これらの判断の指標としては、以下の（１）または（２）のいずれかを満たすこと。

（１）人工呼吸器を装着している患者で以下のア～エを全て満たす。

- ア 「人工呼吸器装着の有無」の項目において「１．あり」に該当する。
- イ 「施行状況」の項目において、「３．一日中施行」に該当する。
- ウ 「離脱の見込み」の項目において、「２．なし」に該当する。
- エ 「生活状況」の各項目において、いずれも「部分介助」または「全介助」に該当する。

（２）体外式補助人工心臓を装着している患者で以下のアを満たす。

- ア 「体外式補助人工心臓の装着の有無」の項目において、「１．あり」に該当する。